

義務教育費国庫負担制度維持に関する意見書

政府は、1985年度予算編成以降毎年義務教育費国庫負担制度の見直しを打ち出し、これまでに教材費・旅費・恩給費・共済費・公務災害基金・退職手当及び児童手当等が国庫負担から外され、現在では給与費だけが残っている。

2005年度予算編成では、「三位一体改革」の流れ、とりわけ地方に対する税源移譲問題の中で義務教育費国庫負担制度が論じられ、地方6団体が中学校教職員給与費相当分の義務教育費国庫負担金を移譲対象額として打ち出したことから、2005年度予算でその2分の1相当分が一般財源化されている。さらに2006年度に向け、残りの分の削減が取りざたされている。十分なる税源移譲が行われぬまま進められる国の財政事情による地方への負担転嫁は、地方財政に大きな影響を与えるだけでなく、義務教育の円滑な推進に重大な影響を及ぼすものといわざるを得ない。

本来、義務教育費国庫負担制度は、国が義務教育無償の原則に則り、教育の機会均等とその水準の維持向上に努めることを目的として設けられたものであり、より一層の充実が図られなければならない。

北谷町議会は、十分な税源の移譲がない限り、義務教育費国庫負担制度の現行水準を維持するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年6月21日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 文部科学大臣